

条項	標題	JRE POINT会員規約(～2018年6月27日)	JRE POINT会員規約(2018年6月28日以降)
前文		東日本旅客鉄道株式会社(以下、「当社」といいます。)は当社の定める手続きを完了させた会員が、当社の運営・提供するJRE POINTのサービス(以下、「JRE POINTのサービス」といいます。)を利用するにあたり、以下のとおり「JRE POINT会員規約」(以下、「会員規約」といいます。)を定めます。	変更なし。
第1条	適用範囲	会員規約は、JRE POINTのサービスのご利用に関して、当社と会員に適用されるものとします。	変更なし。
第2条	用語の定義	会員規約に定める主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。	変更なし。
		(1)「JRE POINT」とは、当社からJRE POINT会員に対して付与するポイントの名称をいい、JRE POINTとして付与または利用される個々のポイントは、以下単に「ポイント」といいます。	変更なし。
		(2)「会員希望者」とは、JRE POINTのサービスにおける会員となることを希望する者をいいます。	変更なし。
		(3)「会員」とは、以下の項目のいずれかまたは複数に該当する者をいいます。 ① 会員規約に同意の上、当社が定める所定の手続きを経て会員登録を行い第4条に定める会員証の交付を受けた者、及び会員規約に同意の上、第3条に示す会員登録を完了する前に第4条第2項に基づき会員証の発行を受けた会員希望者 ② 会員規約に同意の上、JRE POINT WEBサイト等において、当社が定めるSuicaの登録手続きを行った者	(3)「会員」とは、以下の項目のいずれかまたは複数に該当する者をいいます。 ① 会員規約に同意の上、当社が定める所定の手続きを経て会員登録を行い第4条に定める会員証の交付を受けた者 ② 会員規約に同意の上、JRE POINT WEBサイト等において、当社が定めるSuicaの登録手続きを行った者 ③ 株式会社ビューカードに対して、ビューカードの入会申込みを行い、適格と認められた者
		(4)「ポイント加盟店」とは、会員がJRE POINTのサービスの全部または一部を利用することができる企業または店舗である、JRE POINT加盟店及びJRE POINT Suica加盟店をいいます。 ① 「JRE POINT加盟店」とは、前号①に定める会員が会員証の提示等により、JRE POINTのサービスを利用することができる企業または店舗をいいます。 ② 「JRE POINT Suica加盟店」とは、前号②に定める会員が当社の定める登録手続きを完了したSuica(以下、「登録済Suica」といいます。)の電子マネー決済等により、ポイントの付与を受けることができる企業または店舗をいいます。 なお、ポイント加盟店である企業または店舗についてはJRE POINT WEBサイト等または店頭等で告知するものとします。	変更なし。
			(5)「ポイント加盟店等」とは、前号に定めるポイント加盟店及び当社とJRE POINTに係る提携契約を締結し、会員に対しJRE POINTのサービスを提供する企業をいいます。
		(5)「グループ会社」とは、当社の有価証券報告書等に記載されている当社のグループ会社をいいます。	変更なし。

条項	標題	JRE POINT会員規約(～2018年6月27日)	JRE POINT会員規約(2018年6月28日以降)
		(6)「テナント等」とは、JRE POINT加盟店のうち、グループ会社が運営する駅ビルやショッピングセンター等の商業施設に出店する企業もしくは店舗等または当社の運営する駅構内に出店する企業もしくは店舗等をいいます。	変更なし。
		(7)「JRE POINT WEBサイト等」とは、当社が、JRE POINTの一部のサービスを提供するために開設するウェブサイト及びスマートフォン用のアプリをいいます。	変更なし。
		(8)「会員情報」とは、会員または会員希望者が、会員登録時に当社に届け出た事項、会員となった後に会員から通知を受ける等により当社が知り得た事項及びビューカード会員規約に基づき株式会社ビューカードに届け出た事項をいいます。	(9)「会員情報」とは、会員または入会希望者が、会員登録時に当社に届け出た事項、入会後に会員から通知を受ける等により当社が知り得た事項をいいます。
		(9)「会員ID情報」とは、JRE POINT WEBサイト等を利用する際に登録したユーザーID、パスワード、E-Mailアドレス及びその他のJRE POINT WEBサイト等を利用するにあたって会員本人を特定するために必要な当社所定の情報をいいます。	変更なし。
		(10)「ポイント残高」とは、JRE POINTのサービスの利用によりポイント口座に積み立てられたポイント数をいいます。	変更なし。
		(11)「ポイント付与条件」とは、ポイント加盟店、ポイント付与率及びその他ポイントの付与に関する条件をいいます。	(11)「ポイント付与条件」とは、ポイント加盟店等、ポイント付与率及びその他ポイントの付与に関する条件をいいます。
		(12)「ビューカード」とは、株式会社ビューカードが発行するクレジットカードのうち、付帯サービスとしてJRE POINTのサービスを提供するクレジットカードをいいます。	変更なし。
		(13)「JRE POINT Suica 提携企業」とは、当社とJRE POINT Suica 提携契約を締結し、第2条(3)②に定める会員に対して、JRE POINTと交換可能なポイント(第2条(1)に定める定義にかかわらず、JRE POINTではないポイントをいいます。)等(以下、「交換可能ポイント」といいます。)のサービスを運営する企業をいいます。	変更なし。
		(14)「SuicaID番号」とは、JRE POINTを付与する際の識別に用いる、Suicaに割り当てられた文字列をいいます。	変更なし。
		(15)「JRE POINT対象Suica」とは、当社が別に定める東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則(平成13年10月東日本旅客鉄道株式会社公告第24号)第3条に定める記名ICカード乗車券(以下、「記名ICカード乗車券」といいます。)、モバイルSuica、Suica付ビューカード、当社が別に定めるクレジットカード、東京モノレール株式会社が発行する記名式のICカード乗車券(以下、「モノレールSuica」といいます。)、東京臨海高速鉄道株式会社が発行する記名式のICカード乗車券(以下、「りんかいSuica」といいます。)、その他当社が別に定めるSuicaをいいます。	(16)「JRE POINT対象Suica」とは、当社が別に定める東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則(平成13年10月東日本旅客鉄道株式会社公告第24号)第3条に定める記名Suica(以下、「記名Suica」といいます。)、モバイルSuica、Suica付ビューカード、当社が別に定めるクレジットカード、東京モノレール株式会社が発行する記名式のICカード乗車券(以下、「モノレールSuica」といいます。)、東京臨海高速鉄道株式会社が発行する記名式のICカード乗車券(以下、「りんかいSuica」といいます。)、その他当社が別に定めるSuicaをいいます。
			(17)「ビューカード会員規約」とは、株式会社ビューカードが定める、ビューカードに適用される規約のことをいいます。
			(18)「ビューカード会員」とは、ビューカード会員規約を承認の上、ビューカードの入会申込みをされ、株式会社ビューカードが適格と認めた方をいいます。

条項	標題	JRE POINT会員規約(～2018年6月27日)	JRE POINT会員規約(2018年6月28日以降)
第3条	会員資格	1 会員希望者は、会員規約に同意の上、第4条第1項または第5条第1項のいずれかの手続きその他当社が定める所定の手続きを行い会員登録するものとします。なお、会員情報の記載漏れがあった場合には、会員登録を完了することができないことがあります。	1 会員希望者は、会員規約に同意の上、第4条第1項、第5条第1項、 <u>第6条第1項</u> のいずれかの手続きその他当社が定める所定の手続きを行い会員登録するものとし、 <u>当社のシステムに会員情報が登録された時点で、当該会員希望者の会員登録が完了するものとします。ただし、</u> 会員情報の記載漏れがあった場合には、会員登録を完了することができないことがあります。
		2 会員規約(ただし、第16条第3項(3)を除きます。)に同意いただけない場合には、会員になることはできません。また、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)の構成員(過去5年以内に構成員だった場合を含みます。)及びその関係者、または、サービスの悪用もしくは第三者に迷惑をかける行為を行う者等については、ご利用をお断りしています。	変更なし。
		3 会員希望者が、第14条に定める内容に該当することが判明した場合は、会員登録はできません。また、第14条に定める内容に該当することが判明した場合は、会員登録が完了したときであっても、当社は当該会員の資格を停止または取消することができるものとします。	変更なし。
第4条	第2条(3)①に定める会員	1 第2条(3)①に定める会員となることを希望する会員希望者は、当社の定めるJRE POINTの入会申込書に会員情報をご記入のうえ、所定の箇所にご提出ください。会員登録が完了した場合、当社は当該会員に対し会員証を発行します。ビューカードを会員証として利用することができる場合にそれを希望する方は、ビューカード会員規約及び同規約に関連する特約にも承諾する必要があります。	変更なし。
		2 前項にかかわらず、当社が適切と判断する場合は、会員登録を完了する前に会員証を発行することがありますが、その場合、当社にて会員登録が完了するまでの期間についても、当該会員希望者は会員規約及び関連する特約の規定に従うものとします。	変更なし。
		3 前2項に定める会員証とは、第2条(3)①に定める会員であることを示すものであり、当社または当社が発行を認めた企業が発行したカード(以下「ポイントカード」といいます。)、その他当社が会員証として認めたものをいいます。	変更なし。
		4 会員証は会員本人のみが利用できるものとします。会員は善良なる管理者の注意義務をもって会員証を保管するものとし、会員証を他人に譲渡、貸与し、またはこれらに担保を設定することはできません。	変更なし。
		5 ポイントカードの発行を受けた会員は、ポイントカード受領後、ただちにポイントカードの署名欄に自署するものとします。	変更なし。
		6 ポイントカードの汚損、紛失等の理由で当社が認めた場合、ポイントカード発行者は、ポイントカードを再発行します。なお、当社またはポイントカード発行者が別に定めた場合、会員は再発行手数料を支払う必要があります。	変更なし。
		7 当社が発行するポイントカードの所有権は、当社に帰属します。なお、当社以外が発行したポイントカードの所有権については、その発行主体の定めるところによります。	変更なし。
		8 会員証の紛失・盗難等が発生した場合は、JRE POINTコールセンターへ申し出ることにより、利用停止手続を行うものとします。	8 会員証の紛失・盗難等が発生した場合は、JRE POINTコールセンターへ申し出ることにより、利用停止手続を行うものとします。 <u>また、第2条(3)③に定める会員については、株式会社ビューカードが定めるカード紛失・盗難専用の連絡窓口へ連絡するものとします。</u>
		9 利用停止手続の完了前にポイントが利用されポイント残高が減少していた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。また、減少したポイントの補填は行わないものとします。	変更なし。

条項	標題	JRE POINT会員規約(～2018年6月27日)	JRE POINT会員規約(2018年6月28日以降)
第5条	第2条(3)②に定める会員	1 第2条(3)②に定める会員となることを希望する会員希望者は、JRE POINT WEBサイト等にて、JRE POINT WEBサイト等の記載事項に同意の上、当社の定める方法で会員情報を入力していただき、JRE POINT対象Suicaについて、Suicaの登録手続きを行うものとします。会員希望者に対し当社のシステムから登録手続き完了画面を送信した時点で当該手続きが完了するものとします。なお、上記のSuicaの登録手続きを希望する者(以下、「Suica登録希望者」といいます。)は、Suicaの種別により、以下の事項につき同意するものとします。	1 第2条(3)②に定める会員となることを希望する会員希望者は、JRE POINT WEBサイト等にて、JRE POINT WEBサイト等の記載事項に同意の上、当社の定める方法で会員情報を入力していただき、JRE POINT対象Suicaについて、Suicaの登録手続きを行うものとし、 当該手続きは、 会員希望者に対し当社のシステムから登録手続き完了画面を送信した時点で完了するものとします。なお、上記のSuicaの登録手続きを希望する者(以下、「Suica登録希望者」といいます。)は、Suicaの種別により、以下の事項につき同意するものとします。
		(1) 記名ICカード乗車券の利用者、当社が別に定めるクレジットカードの利用者または当社が別に定めるSuicaの利用者であるSuica登録希望者は、記名ICカード乗車券、当社が別に定めるクレジットカードまたは当社が別に定めるSuicaに記録された個人を特定する情報を利用して当社が本サービスの所定の手続きを行うことに同意するものとします。	(1) 記名 Suica の利用者、当社が別に定めるクレジットカードの利用者または当社が別に定めるSuicaの利用者であるSuica登録希望者は、記名 Suica 、当社が別に定めるクレジットカードまたは当社が別に定めるSuicaに記録された個人を特定する情報を利用して当社が本サービスの所定の手続きを行うことに同意するものとします。
		(2) モバイルSuica会員であるSuica登録希望者は、モバイルSuica会員として当社に届け出た情報を利用して当社が本サービスの所定の手続きを行うことに同意するものとします。	変更なし。
		(3) Suica付ビューカードの利用者であるSuica登録希望者は、当該カードに記録された個人を特定する情報を当社が株式会社ビューカードより提供を受け、当該情報を利用して本サービスの所定の手続きを行うことに同意するものとします。	変更なし。
		(4) モノレールSuicaの利用者であるSuica登録希望者は、モノレールSuicaに記録された個人を特定する情報を当社が東京モノレール株式会社より提供を受け、当該情報を利用して本サービスの所定の手続きを行うことに同意するものとします。	変更なし。
		(5) りんかいSuicaの利用者であるSuica登録希望者は、りんかいSuicaに記録された個人を特定する情報を当社が東京臨海高速鉄道株式会社より提供を受け、当該情報を利用して本サービスの所定の手続きを行うことに同意するものとします。	変更なし。
		2 第2条(3)②に定める会員は、紛失・故障または機種変更など何らかの理由で登録済Suicaを変更する場合、当社が定める方法により、JRE POINT WEBサイト等に登録したSuicaID番号の変更手続きをするものとします。この手続きを行わない場合、第2条(3)②に定める会員は、JRE POINT Suica 加盟店での電子マネー取引を行った場合ポイントは付与されないものとします。	変更なし。
		3 第2条(3)②に定める会員が前項の変更手続きを行った場合、当社は、変更手続き完了の翌日以降に、登録されたSuicaID番号を変更し、当該第2条(3)②に定める会員について、JRE POINT Suica 加盟店での電子マネー取引によるポイント付与が可能な状態とするものとします。	変更なし。
		4 第2条(3)②に定める会員は、第1項の変更手続き後、当社が前項に基づきSuicaID番号を変更しポイントの付与が可能な状態にするまでの間は、JRE POINT Suica 加盟店での電子マネー取引を行った場合であってもポイントは付与されないものとします。また、この期間に第2条(3)②に定める会員に生じた損害その他いかなる不利益について、当社は一切の責任を負わないものとします。	変更なし。
	(第2条(3)③に定める会員)		1 第2条(3)③に定める会員となることを希望する会員希望者は、株式会社ビューカードが定めるビューカードの入会手続きを行うものとします。 なお、会員情報の記載漏れがあった場合またはビューカードの入会手続きにおいて適格と認められなかった場合には、会員登録を完了することができないことがあります。
			2 株式会社ビューカードが当該会員希望者を適格と認めた場合、株式会社ビューカードは、会員証として利用できるビューカードを発行し、第2条(3)①及び第2条(3)③に定める会員となるものとします。ただし、JRE POINTのサービスのうち、一部のサービスを利用できない場合があります。

条項	標題	JRE POINT会員規約(～2018年6月27日)	JRE POINT会員規約(2018年6月28日以降)
第6条	ID・パスワードの管理	1 会員は、会員ID情報を、責任を持って管理するものとします。	変更なし。
		2 会員は、会員ID情報を第三者に使用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等その他いかなる処分してはならないものとします。	変更なし。
		3 当社は、正当な会員ID情報が使用された手続・操作等については、会員本人が行ったものとみなすものとします。第三者が会員ID情報を使用したことによる損害の負担は会員が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。	変更なし。
		4 会員は、会員ID情報が漏洩し、会員ID情報が第三者に使用されていることを知った場合は、速やかにJRE POINTコールセンターに連絡するとともに、JRE POINTコールセンターからの指示がある場合には、これに従うものとします。	変更なし。
第7条	会員情報及び会員ID情報の変更	会員情報及び会員ID情報に変更が生じた場合は、JRE POINT WEBサイト等にて登録情報の変更手続を行うか、JRE POINTコールセンターまで申し出るものとします。変更手続がなされない場合、必要な連絡及び通知が届かず、ポイント付与等のサービスが受けられなくなることがあります。なお、変更手続がなされなかったことにより、会員が何らかの損害を被ったとしても、当社はその賠償の責を一切負わないものとします。	<p>1 会員情報または会員ID情報に変更が生じた場合は、JRE POINT WEBサイト等にて登録情報の変更手続を行うか、JRE POINTコールセンターまで申し出るものとします。ただし、第2条(3)③に定める会員について、会員情報に変更がある場合は、株式会社ビューカードが定める手続を行うものとします。なお、株式会社ビューカードに対して、会員情報の変更を申し出た場合、当社に会員情報の変更を申し出たものとみなします。</p> <p>2 前項における変更手続がなされない場合、必要な連絡及び通知が届かず、ポイント付与等のサービスが受けられなくなることがあります。なお、変更手続がなされなかったことにより、会員が何らかの損害を被ったとしても、当社はその賠償の責を一切負わないものとします。</p>

条項	標題	JRE POINT会員規約(～2018年6月27日)	JRE POINT会員規約(2018年6月28日以降)
第8条	ポイント付与、ポイント残高の表示	<p>1 当社は、会員に対し以下の条件でポイントを付与するものとします。なお、いずれの条件の場合も、購入商品、サービス内容または支払方法によりポイント付与を行わない場合があります。</p> <p>(1) 第2条(3)①に定める会員については、JRE POINT加盟店において、商品の購入及びサービスの利用に際し、会員が精算前に会員証を提示した場合に限り、購入金額及びサービスの利用額等当社またはJRE POINT加盟店が別に定めるポイント付与条件に応じて、ポイントを付与します。</p> <p>(2) 第2条(3)②に定める会員については、JRE POINT Suica 加盟店において、登録済SuicaのSF(Suica電子マネー)を利用して電子マネー取引を行った場合、またはJRE POINT Suica 提携企業の交換可能ポイントについてJRE POINTに交換するための当社が別に定める手続きを行った場合にJRE POINTを付与するものとします。</p>	<p>1 当社は、会員に対し以下の条件でポイントを付与するものとします。なお、いずれの条件の場合も、購入商品、サービス内容または支払方法によりポイント付与を行わない場合があります。</p> <p>(1) 第2条(3)①に定める会員については、JRE POINT加盟店において、商品の購入及びサービスの利用に際し、会員が精算前に会員証を提示した場合に限り、購入金額及びサービスの利用額等当社またはJRE POINT加盟店が別に定めるポイント付与条件に応じて、ポイントを付与します。</p> <p>(2) 第2条(3)②に定める会員については、JRE POINT Suica 加盟店において、登録済SuicaのSF(Suica電子マネー)を利用して電子マネー取引を行った場合、またはJRE POINT Suica 提携企業の交換可能ポイントについてJRE POINTに交換するための当社が別に定める手続きを行った場合にJRE POINTを付与するものとします。</p> <p>(3) 第2条(3)③に定める会員については、ビューカードによる商品の購入及びサービスの利用の決済額に対し、当社または株式会社ビューカードが別に定めるポイント付与条件に応じて、ポイントを付与します。</p>
		2 当社またはポイント加盟店は、ポイント付与条件について、JRE POINT WEBサイト等または当該ポイント加盟店のWEBサイト等や店頭等で告知するものとします。	2 当社またはポイント加盟店等は、ポイント付与条件について、JRE POINT WEBサイト等または当該ポイント加盟店等のWEBサイト等や店頭等で告知するものとします。
		3 当社は、第1項によらず、キャンペーン等によりポイント付与を行う場合があります。この場合のポイント付与条件は、当社またはポイント加盟店が、JRE POINT WEBサイト等または当該ポイント加盟店のWEBサイト等や店頭等で告知するものとします。	3 当社は、第1項によらず、キャンペーン等によりポイント付与を行う場合があります。この場合のポイント付与条件は、当社またはポイント加盟店等が、JRE POINT WEBサイト等または当該ポイント加盟店等のWEBサイト等や店頭等で告知するものとします。
		4 当社、ポイント加盟店またはJRE POINT Suica 提携企業は、ポイント付与条件を事前に会員に通知することなく変更することができるものとします。この場合、会員は、当社、ポイント加盟店またはJRE POINT Suica 提携企業の決定に従うものとします。	4 当社、ポイント加盟店等またはJRE POINT Suica 提携企業は、ポイント付与条件を事前に会員に通知することなく変更することができるものとします。この場合、会員は、当社、ポイント加盟店等またはJRE POINT Suica 提携企業の決定に従うものとします。
		5 ポイント付与条件を満たしている場合であっても、当社またはポイント加盟店がポイントを付与することが適切でないと判断した場合は、ポイント付与を行わない場合があります。この場合、会員は当社の決定に従うものとします。	5 ポイント付与条件を満たしている場合であっても、当社またはポイント加盟店等がポイントを付与することが適切でないと判断した場合は、ポイント付与を行わない場合があります。この場合、会員は当社の決定に従うものとします。
		6 ポイント残高は、JRE POINT WEBサイト等または一部ポイント加盟店の商品購入及びサービスの利用時に発行されるレシート等にて確認することができます。	6 ポイント残高は、JRE POINT WEBサイト等または一部ポイント加盟店等の商品購入及びサービスの利用時に発行されるレシート等にて確認することができます。
		7 会員が、当社の定める手続きを完了した場合、第1項(1)により付与されたポイントと第1項(2)により付与されたポイントを合算することができます。	7 会員が、当社の定める手続きを完了した場合、第1項(1)、第1項(2)、 第1項(3) により付与されたポイントを合算することができます。
第9条	ポイントの有効期限	1 ポイントの有効期限は、ポイントの付与、利用等により、最後にポイント残高が変動した日から2年後の月末とします。	変更なし。
		2 当社は、前項の定めによらない有効期限を定めた「期間限定ポイント」を付与する場合があります。付与された「期間限定ポイント」の有効期限は、JRE POINT WEBサイト等にて表示するものとします。	変更なし。

条項	標題	JRE POINT会員規約(～2018年6月27日)	JRE POINT会員規約(2018年6月28日以降)
第10条	ポイントの利用	1 会員は、付与されたポイントを、以下の各号により利用することができます。	変更なし。
		<p>(1) 第2条(3)①に定める会員について ア) 当社の定めるJRE POINT加盟店における商品購入時もしくはサービス利用時の代金の全部もしくは一部への充当 イ) 当社またはポイント加盟店が提供のお買物券等との交換 ウ) 当社またはポイント加盟店が提供する賞品との交換 エ) その他、当社またはポイント加盟店が定める方法</p> <p>(2) 第2条(3)②に定める会員について オ) 登録済Suicaへのチャージ カ) 登録済Suicaを用いたSuicaグリーン券への交換(2018年3月以降) キ) 当社またはポイント加盟店が提供する賞品との交換 ク) その他、当社またはポイント加盟店が定める方法</p>	<p>(1) 会員登録を完了した第2条(3)①に定める会員について ア) 当社の定めるJRE POINT加盟店における商品購入時もしくはサービス利用時の代金の全部もしくは一部への充当 イ) 当社またはポイント加盟店が提供のお買物券等との交換 ウ) 当社またはポイント加盟店が提供する賞品との交換 エ) その他、当社またはポイント加盟店が定める方法</p> <p>(2) 第2条(3)②に定める会員について オ) 登録済Suicaへのチャージ カ) 登録済Suicaを用いたSuicaグリーン券への交換 キ) 当社またはポイント加盟店が提供する賞品との交換 ク) その他、当社またはポイント加盟店が定める方法</p> <p>(3) 会員登録を完了した第2条(3)③に定める会員について ケ) 当社またはポイント加盟店等が提供する賞品との交換 コ) その他、当社またはポイント加盟店等が定める方法</p>
		2 第8条第7項の手続きを完了した会員は、前項の各号に定める利用方法のうち、該当する全ての方法によりポイントを利用することができます。	変更なし。
		3 期間限定ポイントの利用にあたっては、第1項の定めにかかわらず、利用方法を制限することがあります。利用方法については、JRE POINT WEBサイト等にて表示するものとします。	変更なし。
		4 ポイントの換金は行いません。	変更なし。
		5 ポイントの利用にあたっては、会員が期間限定ポイントを保有している場合は、期間限定ポイントから優先して利用するものとします。この場合、有効期限が短いポイントから優先して利用するものとします。 ただし、期間限定ポイントを利用できない場合はこの限りではありません。	変更なし。
		6 会員は、当社の都合により、会員が希望する賞品等を提供できない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。当社は、会員が希望する賞品等を提供できない場合は、会員が当該賞品等との交換を希望したポイント(以下、「交換希望ポイント」といいます。)を会員に返還するものとします。 なお、交換希望ポイントの返還時点で、当該交換希望ポイントのうち有効期限を過ぎているポイントについては、返還しないことがあります。	変更なし。
		7 当社が賞品等を会員に送付する場合は、当社が会員の賞品等の交換申込みを確認した時点で、会員が当社に届け出ている住所(以下、「送付先住所」といいます。)に送付するものとします。 なお、当社は、賞品等を送付先住所以外の住所には送付いたしません。	変更なし。
		8 当社が会員に賞品等を送付する場合は、書留等当社が定める方法により送付するものとします。 なお、当社が送付先住所に賞品等を送付したにもかかわらず、お届け先住所不明等の理由により当社に返送された場合、会員が、発送日から6箇月が経過するまでの間に当社に申し出たときには、当該賞品等を再発送するものとします。ただし、それ以後の当該賞品等の再発送はしないものとします。	変更なし。
		9 当社が会員に送付した賞品等に瑕疵があった場合であっても、当社の故意または重過失による場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。	変更なし。

条項	標題	JRE POINT会員規約(～2018年6月27日)	JRE POINT会員規約(2018年6月28日以降)
第11条	ポイント譲渡の禁止	1 会員は、会員が保有するポイントを他人に譲渡、貸与し、またはこれらに担保を設定することはできないものとします。また、会員は、他の会員が保有するポイントを受け、または借り受けることはできないものとします。 ただし、当社が定める手続に従って行う場合を除きます。	変更なし。
		2 会員は、他人に代わってポイントの付与を受けることはできないものとします。また、会員は、会員に代わって他人にポイントの付与を受けさせることはできないものとします。	2 会員は、他人に代わってポイントの付与を受けることはできないものとします。また、会員は、会員に代わって他人にポイントの付与を受けさせることはできないものとします。 <u>ただし、当社が定める手続に従って行う場合を除きます。</u>
第12条	ポイントの取消・効効・修正	1 会員は、第8条第1項(1)の定めによりポイント付与を受けた際に購入した商品を返品する場合、お買上レシートとともに会員証を提示するものとし、お買上時に付与されたポイント分に対する減算手続を受けるものとします。 なお、減算手続後のポイント残高がマイナスとなった場合、当社またはポイント加盟店はマイナス分を1ポイントあたり1円として現金でのお支払いを請求することがあります。	変更なし。
		2 会員が、第8条第1項(1)または(2)の定めによりポイント付与を受けた際に購入した商品について、お買物券、賞品、SuicaチャージまたはSuicaグリーン券(2018年3月以降)への交換等を行った後に返品した場合、当社は、当該お買物券、賞品、Suicaチャージ及びSuicaグリーン券(2018年3月以降)の返還または当該お買物券、賞品、Suicaチャージ及びSuicaグリーン券(2018年3月以降)に相当する金額のお支払いを請求する場合があります。	2 会員が、第8条第1項(1)または(2)の定めによりポイント付与を受けた際に購入した商品について、お買物券、賞品、SuicaチャージまたはSuicaグリーン券への交換等を行った後に返品した場合、当社は、当該お買物券、賞品、Suicaチャージ及びSuicaグリーン券の返還または当該お買物券、賞品、Suicaチャージ及びSuicaグリーン券に相当する金額のお支払いを請求する場合があります。
		3 次の各号のいずれかに該当した場合、当該事由に該当した時点で、当該時点のポイント残高の全てが失効し、ポイントのご利用ができなくなるものとします。なお、いかなる理由があっても失効したポイントの再付与は行いません。	変更なし。
		(1) 第9条第1項に定めるポイントの有効期限を経過した場合 (2) 会員が第13条により退会した場合 (3) 会員が第14条により会員資格を喪失した場合 (4) 第15条に基づきJRE POINTのサービスが終了した場合 (5) その他当社がポイントを失効させることが適切であると必要であると判断した場合	変更なし。
		4 当社は、修正することが適当であると判断する事情が存在する場合、会員のポイント残高を修正することがあります。	変更なし。
第13条	退会	1 会員は随時退会できるものとし、退会に際しては以下の手続を行うものとします。なお、該当する手続が複数ある会員は、全ての手続を行う必要があります。 (1) 第2条(3)①に定める会員は、JRE POINTコールセンターまたは一部のポイント加盟店が設置するインフォメーションカウンター等に、退会の申請をするものとします。 (2) 第2条(3)②に定める会員は、JRE POINT WEBサイト等にて、退会の申請をするものとします。	1 会員は随時退会できるものとし、退会に際しては以下の手続を行うものとします。なお、該当する手続が複数ある会員は、全ての手続を行う必要があります。 (1) 第2条(3)①に定める会員は、JRE POINTコールセンターまたは一部のポイント加盟店が設置するインフォメーションカウンター等に、退会の申請をするものとします。 <u>なお、ビューカードを会員証として利用している会員は、必ず株式会社ビューカードの退会手続を行う必要があります。</u> (2) 第2条(3)②に定める会員は、JRE POINT WEBサイト等にて、退会の申請をするものとします。 (3) <u>第2条(3)③に定める会員は、ビューカードの退会手続をするものとします。</u>
		2 退会時まで付与されたポイントは退会手続完了と同時に失効するものとします。なお、いかなる理由があっても失効したポイントの再付与は行いません。	変更なし。

条項	標題	JRE POINT会員規約(～2018年6月27日)	JRE POINT会員規約(2018年6月28日以降)
第14条	会員資格の喪失	当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当するとき、会員の資格を停止し、または喪失させることができるものとします。また、当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当する疑義があるとき、当該疑義が解消されるまでの間、会員資格を停止することができるものとします。なお、会員の資格を喪失した場合、資格の喪失と同時に、それまでに当該会員に付与されたポイントは失効するものとします。また、会員証の発行を受けた会員については、会員資格の喪失と同時に、会員証は無効となるものとします。	変更なし。
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 会員規約または当社が別に定める規約・特約等に違反した場合 (2) 会員が第13条により退会した場合 (3) 会員が反社会的勢力であることが判明した場合(過去5年以内に構成員だった場合を含みません。) (4) 会員が実在しない場合 (5) 会員が過去に会員規約違反等により、会員資格が停止され、または喪失された場合 (6) 会員登録手続の際に当社に届け出た事項に虚偽・誤記または記入漏れがあった場合 (7) 会員が後見、保佐、補助開始の審判を受けており、成年後見人、保佐人、補助人の同意を得ていない場合 (8) 不正利用、その他正常でない方法でポイントが付与されまたは利用された場合 (9) その他、当社が会員として不適格であると判断した場合 	変更なし。
		2 当社は、当社に届け出た住所、電話番号または電子メールアドレス等の変更により、連絡が取れなくなった会員についても、会員の資格を喪失させることがあります。	変更なし。
		3 当社は、会員となった日または最後にポイント残高が変動した日から2年後の月末まで、一切ポイント残高の変動が無い会員についても、会員の資格を喪失させることがあります。	変更なし。
			4 当社は、第2条(3)③に定める会員が、ビューカード会員規約の定めにより、ビューカード会員の資格を喪失した場合は、当該会員の会員資格を喪失させることがあります。

条項	標題	JRE POINT会員規約(～2018年6月27日)	JRE POINT会員規約(2018年6月28日以降)
第15条	サービスの中断及び終了	<p>1 当社は、次の各号に該当する場合に、JRE POINTのサービスを中断または終了することができるものとします。</p> <p>(1) JRE POINTのサービスの提供に必要な設備の保守・点検を行う場合、または障害が発生した場合</p> <p>(2) 当社が、JRE POINTのサービスの中断または終了を判断した場合</p> <p>(3) その他、やむを得ない事情がある場合</p>	変更なし。
		<p>2 当社は、JRE POINTのサービスの中断または終了に伴って会員に生じた損害その他いかなる不利益について、一切の責任を負いません。</p>	変更なし。
		<p>3 当社は、JRE POINTのサービスを中断または終了するときには、JRE POINT WEBサイト等で告知するものとします。ただし、JRE POINTのサービスの中断または終了が緊急に必要となった場合、その他やむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。</p>	変更なし。

条項	標題	JRE POINT会員規約(～2018年6月27日)	JRE POINT会員規約(2018年6月28日以降)
第16条	会員の個人情報の収集・利用・提供	<p>1【会員の個人情報の収集・利用・提供に関する同意】 会員は、第2項に示す会員の情報を、第3項に定める利用目的のため、当社が必要な保護措置を講じた上で収集、利用することに同意します。</p>	変更なし。
		<p>2【収集・利用・提供する個人情報項目】 当社は、第3項に定める利用目的のため、以下の会員の個人情報を利用します。 (1) 氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、E-Mailアドレス等、会員が入会申込時に届けた事項及び入会後に届けた事項 (2) 入会日、会員証の番号等、会員と当社の契約に関する事項 (3) 会員のJRE POINTのサービスの利用内容及び電話等での問合せ等により当社が知り得た情報(通話内容を含む) (4) 官報や電話帳等一般に公開されている情報 (5) JRE POINT WEBサイト等を利用・閲覧した場合の、閲覧したページ、広告の履歴、閲覧時間、閲覧方法、端末の利用環境、クッキー情報、IPアドレス、位置情報、端末の固體識別番号等の情報</p>	変更なし。
		<p>3【当社の個人情報の利用目的】 (1) JRE POINTのサービスの提供及びポイント特典等の提供を行うため。 (2) JRE POINTのサービスの利用状況に基づく市場調査、商品開発を行うため。 (3) 当社及びポイント加盟店が営む事業における商品、ポイント特典、サービスに関する宣伝物等の送付及びそれに付随する営業案内を行うため。 (4) 会員への取引上必要な連絡及び取引内容の確認を行うため。 (5) 当社と第5項に基づき個人情報を共同利用する者の行う会員組織の登録及び維持管理を行うため。 (6) JRE POINTのサービスを提供する目的において、法令の手続に従って第三者への提供を行うため。 (7) JRE POINT WEBサイト等を利用・閲覧する会員に対して、JRE POINT WEBサイト等のサービスの内容改善による利便性の向上、及び会員に対して興味・関心度の高い情報を適切なタイミングで提供するため。 (8) JRE POINT WEBサイト等を利用・閲覧した会員について、当社のJRE POINT WEBサイト等の広告主、広告サービス配信事業者及びポイント加盟店に対して、個人を特定できない状態で、会員の属性情報(性別、生年月日、郵便番号等)を提供し、会員に対して興味・関心度の高い情報を提供するため。 (9) その他上記各目的に準ずるか、これらに関連する目的のため。</p>	<p>3【当社の個人情報の利用目的】 (1) JRE POINTのサービスの提供及びポイント特典等の提供を行うため。 (2) JRE POINTのサービスの利用状況に基づく市場調査、商品開発を行うため。 (3) 当社及びポイント加盟店等が営む事業における商品、ポイント特典、サービスに関する宣伝物等の送付及びそれに付随する営業案内を行うため。 (4) 会員への取引上必要な連絡及び取引内容の確認を行うため。 (5) 当社と第5項に基づき個人情報を共同利用する者の行う会員組織の登録及び維持管理を行うため。 (6) JRE POINTのサービスを提供する目的において、法令の手続に従って第三者への提供を行うため。 (7) JRE POINT WEBサイト等を利用・閲覧する会員に対して、JRE POINT WEBサイト等のサービスの内容改善による利便性の向上、及び会員に対して興味・関心度の高い情報を適切なタイミングで提供するため。 (8) JRE POINT WEBサイト等を利用・閲覧した会員について、当社のJRE POINT WEBサイト等の広告主、広告サービス配信事業者及びポイント加盟店等に対して、個人を特定できない状態で、会員の属性情報(性別、生年月日、郵便番号等)を提供し、会員に対して興味・関心度の高い情報を提供するため。 (9) その他上記各目的に準ずるか、これらに関連する目的のため。</p>
		<p>4【個人情報の第三者への提供】 (1) 当社は、第2項に示す会員の個人情報を、第3項各号に定める目的を達成するために必要な限度において、グループ会社及びテナント等に対して提供します。 (2) 個人情報を、特定のグループ会社またはテナント等のみに提供し、その他のグループ会社またはテナント等には提供しないという申し出には応じかねます。 (3) 当社は、第3項(2)に定める市場調査、商品開発に関する目的のため、個人情報のうち特定の個人を識別できないよう加工した情報を、ポイント加盟店、グループ会社及び当社が認める第三者へ提供します。 (4) 以下の場合は、会員の事前承諾なしに、第三者に個人情報を提供する場合があります。 ① 法令に基づく場合 ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の承諾を得ることが困難である場合 ③ 公衆衛生の向上、または児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって、本人の承諾を得ることが困難である場合 ④ 国の機関、地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の承諾を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れのある場合</p>	<p>4【個人情報の第三者への提供】 (1) 当社は、第2項に示す会員の個人情報を、第3項各号に定める目的を達成するために必要な限度において、グループ会社及びテナント等に対して提供します。 (2) 個人情報を、特定のグループ会社またはテナント等のみに提供し、その他のグループ会社またはテナント等には提供しないという申し出には応じかねます。 (3) 当社は、第3項(2)に定める市場調査、商品開発に関する目的のため、個人情報のうち特定の個人を識別できないよう加工した情報を、ポイント加盟店等、グループ会社及び当社が認める第三者へ提供します。 (4) 以下の場合は、会員の事前承諾なしに、第三者に個人情報を提供する場合があります。 ① 法令に基づく場合 ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の承諾を得ることが困難である場合 ③ 公衆衛生の向上、または児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって、本人の承諾を得ることが困難である場合 ④ 国の機関、地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の承諾を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れのある場合</p>

条項	標題	JRE POINT会員規約(～2018年6月27日)	JRE POINT会員規約(2018年6月28日以降)
		<p>5【個人情報の共同利用】</p> <p>(1) 当社及びグループ会社は、以下に記載する①の個人情報③の利用目的の範囲内で共同して利用します。</p> <p>① 共同して利用する個人情報の項目:第2項(1)から(3)までに掲げる項目</p> <p>② 共同して利用する者の範囲:グループ会社</p> <p>③ 利用する者の利用目的:第3項(1)、(2)、(4)、(5)、(6)及び(9)に掲げる目的の範囲内で関連する業務を行うため</p> <p>(4) 個人情報の管理について責任を有する者:東日本旅客鉄道株式会社</p> <p>(2) 当社及びグループ会社は、共同利用する会員等の個人情報を厳正に管理し、会員のプライバシー保護に十分注意を払うとともに、上記③の目的以外には利用しないものとします。</p>	変更なし。
		<p>6【個人情報の業務委託】</p> <p>当社は、第2項に示す会員の個人情報を、第3項に定める利用目的の達成に必要な範囲内において、当社が業務を委託する第三者に提供することがあります。</p>	変更なし。
		<p>7【個人情報の開示、訂正、削除】</p> <p>(1) 会員は、当社に対して、本項(2)の定めに従って自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。</p> <p>(2) 会員は、当社が保有する自己に関する個人情報の開示を求める場合は、JRE POINTコールセンターに連絡するものとします。開示請求手続(受付方法、必要な書類等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続につきましては、当社所定の方法(当社ホームページ等)によってお知らせしております。なお、開示請求を行う場合、会員は本人確認書類(自動車運転免許証、パスポート等)の提示その他所定の手続に従っていただくとともに、所定の手数料をご負担いただく場合があります。</p> <p>(3) 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じます。</p> <p>(4) 会員が、自己の個人情報の利用停止または削除を希望する場合は、お申し出いただいた方が本人であることを確認したうえで、合理的な期間及び範囲で利用停止または消去を行います。</p> <p>(5) 会員から個人情報の開示・訂正・削除等の請求をされた場合でも、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、開示・訂正・削除等の請求に応じかねる場合があります。</p>	<p>7【個人情報の開示、訂正、削除】</p> <p>(1) 会員は、当社に対して、本項(2)の定めに従って自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。</p> <p>(2) 会員は、当社が保有する自己に関する個人情報の開示を求める場合は、JRE POINTコールセンターに連絡するものとし、<u>JRE POINTコールセンターは</u>、開示請求手続(受付方法、必要な書類等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続につきましては、当社所定の方法(当社ホームページ等)によってお知らせしております。なお、開示請求を行う場合、会員は本人確認書類(自動車運転免許証、パスポート等)の提示その他所定の手続に従っていただくとともに、所定の手数料をご負担いただく場合があります。</p> <p>(3) 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じます。</p> <p>(4) 会員が、自己の個人情報の利用停止または削除を希望する場合は、お申し出いただいた方が本人であることを確認したうえで、合理的な期間及び範囲で利用停止または消去を行います。</p> <p>(5) 会員から個人情報の開示・訂正・削除等の請求をされた場合でも、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、開示・訂正・削除等の請求に応じかねる場合があります。</p>
		<p>8【個人情報の取扱いに関する不同意】</p> <p>当社は、会員が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部または一部を承諾できない場合は、入会をお断りすることや退会の手続をとることがあります。ただし、第3項に掲げる利用目的(3)に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続をとることはありません。</p>	変更なし。
		<p>9【宣伝印刷物の送付等営業案内の中止の申し出】</p> <p>会員は、第3項に掲げる利用目的(3)において定める宣伝印刷物の送付等営業案内の中止を申し出ることができます。ただし、JRE POINTのサービスの運営に必要な重要なお知らせの提供については除きます。なお、本条に関する申し出はJRE POINT WEBサイト等での手続またはJRE POINTコールセンターもしくは当社が指定する一部のポイント加盟店のインフォメーションカウンターにて受け付けます。</p>	変更なし。
		<p>10【個人情報に関するお問合せ先】</p> <p>個人情報に関するお問合せ及びご意見は、JRE POINTコールセンターにて受け付けます。</p>	変更なし。
第17条	規約の変更等	<p>1 当社は、法令に定める範囲内で、会員規約を変更できるものとします。当該変更は、あらかじめJRE POINT WEBサイト等で告知するものとします。なお、会員規約の変更について告知した後、以下のいずれかに該当する場合、会員は、変更内容を承認したものとみなすものとします。</p> <p>(1) 会員が、第8条または第10条の定めに基づき、JRE POINTのサービスを利用した場合</p> <p>(2) 変更の告知から60日以内に退会の申し出がなかった場合</p>	変更なし。
		<p>2 会員規約の変更後は、変更後の内容のみ有効となります。</p>	変更なし。

条項	標題	JRE POINT会員規約(～2018年6月27日)	JRE POINT会員規約(2018年6月28日以降)
第18条	問合せ窓口	会員規約、ポイントの付与及び利用ならびに会員情報等についてのお問合せ、ご相談は、JRE POINTコールセンターまたは当社が指定する一部のポイント加盟店のインフォメーションカウンター等にて受け付けるものとします。	変更なし。
第19条	免責事項	1 当社は、当社の故意または重過失による場合を除き、JRE POINTのサービスに起因して発生した会員の損害については、一切の責任を負わないものとします。	変更なし。
		2 当社がJRE POINTのサービスに関して会員に対し損害賠償責任を負う場合、当社が賠償する損害は、通常かつ直接の損害に限るものとし、当社はいかなる場合であっても、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、使用機会の喪失による損害についての責任を負わないものとします。	変更なし。
		3 会員とポイント加盟店との間に発生する全てのトラブルについては、会員とポイント加盟店の当事者間で直接解決することとし、当社は一切の責任を負わないものとします。	3 会員とポイント加盟店等との間に発生する全てのトラブルについては、会員とポイント加盟店等の当事者間で直接解決することとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
第20条	準拠法	会員規約及びJRE POINTのサービスの利用に係る契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法に準拠するものとします。	変更なし。
第21条	紛議解決	JRE POINTのサービスに関連して、会員と当社との間で発生した問題について解決しない場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。	変更なし。
第22条	施行・有効開始日	会員規約は、日本標準時間2017年12月5日より有効とします。	会員規約は、日本標準時間2018年6月28日より有効とします。

条項	標題	JRE POINT会員規約(～2018年6月27日)	JRE POINT会員規約(2018年6月28日以降)
		以下、Suicaポイントクラブからの移行に関する附則	
第1条	Suicaポイントクラブ終了に伴う措置	当社の定めるSuicaポイントクラブが2019年3月31日に終了することに伴い、Suicaポイントクラブ会員は、2018年11月30日までに本附則第3条に定める移行手続きを行うことにより、JRE POINT会員規約第2条(3)②に定める会員となることができます。	変更なし。
第2条	用語の定義	本附則において使用する用語の定義については、JRE POINT会員規約によるものの他、次の各号によるものとします。	変更なし。
		(1)「Suicaポイントクラブ」とは、Suicaポイントクラブ会員規約に基づき、当社が運営・提供するポイントサービスをいいます。	変更なし。
		(2)「Suicaポイントクラブ会員」とは、Suicaポイントクラブ会員規約に同意のうえ、当社の定める登録手続きを完了させた利用者をいいます。	変更なし。
第3条	Suicaポイントクラブからの移行手続き	Suicaポイントクラブ会員のうち、会員規約第2条(3)②に定める会員となることを希望する会員希望者は、JRE POINT WEBサイト等にて、JRE POINT WEBサイト等の記載事項に同意の上、当社の定める方法で会員情報を入力していただき、JRE POINT対象Suicaについて、Suicaポイントクラブからの移行手続きを行うものとします。 なお、Suicaポイントクラブからの移行手続きは、会員規約第5条に準じて行うものとします。	変更なし。
第4条	移行にあたっての措置	Suicaポイントクラブ会員が、別途当社の定める期間内に当社が定める本サービスへの移行手続きを完了し、第2条(3)②に定める会員となった場合、Suicaポイントクラブのポイント付与終了日から当該移行手続きを完了するまでの期間における登録済Suicaのご利用状況に基づき、当社が定める付与条件でJRE POINTを付与するものとします。	変更なし。
第5条	本附則の有効期間	本附則は、日本標準時間の2017年12月5日より有効となり、2018年11月30日をもって終了するものとします。	変更なし。

条項	標題	JRE POINT会員規約(～2018年6月27日)	JRE POINT会員規約(2018年6月28日以降)
			以下、会員規約第2条(3)③に定める会員に関する附則
第1条	ビューサンクスポイントのJRE POINTへの共通化に伴う措置		<u>ビューカード会員は、株式会社ビューカードが運営するポイントサービスが2018年6月28日にJRE POINTに共通化することに伴い、自動的に会員規約第2条(3)③に定める会員となるものとします。</u>
第2条	ビューカードの更新・再発行		<p><u>会員規約第2条(3)③に定める会員が、ビューカード会員規約に基づき、次のいずれかの手続きを行った場合、原則として、株式会社ビューカードから会員証として利用できるビューカードを発行され、会員規約第2条(3)①に定める会員となるものとします。</u></p> <p><u>ただし、一部のビューカードについては、会員証として利用できないことがあります。</u></p> <p>(1) <u>有効期限を更新した新しいビューカードの発行を受けた場合</u> (2) <u>ビューカードの再発行を受けた際に、会員証として利用できるビューカードの発行を受けた場合</u></p>
第3条	本附則の有効期間		<u>本附則は、日本標準時間の2018年6月28日より有効となり、2023年7月31日をもって終了するものとします。</u>

条項	標題	JRE POINT会員規約(～2018年6月27日)	JRE POINT会員規約(2018年6月28日以降)
			以下、ポイント交換に関する特約
第1条	適用範囲		<p>本特約は、JRE POINT会員規約第2条(3)③に定める会員のうち当社が別に定める会員が、JRE POINTのサービスにおいて、グループ会社以外の企業が提供する以下のポイントサービスへの交換を行う場合に適用されるものとします。なお、以下のポイントサービスへの交換にあたっては、当該ポイントサービスの会員であることが必要となります。</p> <p>(1) JRE POINTから日本航空株式会社が提供する「JMBマイル」へのポイント交換 (2) JRE POINTからビックカメラ株式会社が提供する「ビックポイント」へのポイント交換</p>
第2条	会員情報の提供		<p>JRE POINT会員規約第2条(3)③に定める会員は、前条に定めるポイント交換を行うことを当社に申し出た場合、当社が、当該会員の会員情報とポイント交換にあたり必要となる情報を、株式会社ビューカードを通じて以下の交換先のポイントサービスを運営する企業に提供することに同意するものとします。</p> <p>(1) 本特約第1条(1)に定めるポイント交換を申し出た場合は、日本航空株式会社及び株式会社ジャルカード (2) 本特約第1条(2)に定めるポイント交換を申し出た場合は、株式会社ビックカメラ</p>